

## 株式会社田子重 「田子重カード」 会員規約

### 1. 本規約の目的

本規約は、株式会社田子重（〒425-0035 静岡県焼津市東小川2丁目16-14

以下「当社」という）が発行する会員カード（以下「田子重カード」という）について規定するものであり、田子重カード会員（以下「会員」という）が田子重カードを利用するにあたり、本規約が適用されるものとします。なお、田子重カードのサービスに付帯、または、関連して当社が提供するサービスについては、本規約と併せて別に定める規約が適用されるものとします。

### 2. 会員

会員とは、本規約を承認の上、当社に入会申込みをされ、当社が入会を認めた方をいいます。入会時に提出された申込情報は、当社の責任において管理を行い、返却は行わないこととします。

### 3. カードの貸与と取扱

- (1) 当社は、原則会員1名につき、1枚の田子重カードを発行し貸与するものとします。カードの所有権は当社に属します。
- (2) 会員は、田子重カードを貸与された時は、直ちに田子重カードの署名欄にサインを行い、会員管理の下、田子重カードを利用し、保管するものとします。
- (3) 田子重カードは署名欄にサインされた会員本人のみが利用できるものとし、他人への貸与・譲渡などは一切できないものとします。
- (4) 会員は、田子重カードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることは、できないものとします。

### 4. 田子重カードの発行料

田子重カード発行に伴う発行料は、200円（税込）頂戴いたします。

### 5. 届出事項の変更

- (1) 会員は、住所、氏名、電話番号等の変更があった場合は、速やかに当社所定の手続きを行うものとします。
- (2) 会員は、前項の変更届出を怠った場合に、当社からの案内、その他送付書類が延着または未着となっても、異議ないものとします。

### 6. 田子重カードの紛失・盗難

- (1) 会員は、田子重カードを紛失した場合や、盗難にあった場合、直ちに当社に申し出て、所定の手続きを行うものとします。
- (2) 会員が田子重カードの紛失・盗難等を申し出てから、当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、第三者により不正利用された場合、または、その他

なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 7. 田子重カードの再発行

破損・汚損・紛失・盗難・その他の理由により、会員が田子重カードの再発行を希望した場合には、当社が認めた場合に限り、当社所定の手続きを頂いた上で、田子重カードを再発行するものとします。この場合、田子重カードの再発行理由が当社の責に帰すべき事由でないときを除き、会員は当社所定の再発行料を支払うものとします。

## 8. 退会・会員資格の喪失および利用停止等

- (1) 会員の都合により退会する場合は、当社所定の届出をするとともに、田子重カードの返却をするものとします。
- (2) 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により、会員資格を取消することができるものとします。この場合、当社は事前の通知催告を要せず、会員による田子重カードの利用を、直ちに中止させることができるものとします。
  - ① 田子重カードを偽造または変造もしくは改ざんした場合。
  - ② 田子重カードを不正に使用・利用した場合。
  - ③ 申込書等に記載した事項が事実と異なる場合。(記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます)
  - ④ その他、会員が本規約に違反した場合。
  - ⑤ 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。
- (3) 前項の場合、会員であった者は当社の指示に従い、田子重カードを返却するものとします。
- (4) 田子重カードにチャージされた電子マネーの有効期限が当社所定の条件により切れた場合または会員が最後に田子重電子マネーサービスを利用した日から3年が経過した場合は、自動的に会員資格が喪失されるものとします。

## 9. 反社会的勢力の排除

会員は、暴力団員（暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロ等、もしくは特殊知能暴力集団、またはこれらの共生者、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- ① 自己もしくは第三者が不正に利益を図る目的、または、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ② 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ③ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

## 10. 田子重カードのサービス提供

- (1) 会員は、当社直営店で田子重カードを利用し、サービスの提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類・その他当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
- (2) 一部対象とならない売場があります。(催事や、自販機などの田子重カード対応レジにて精算を行わない売場)
- (3) 会員が当社直営店において田子重カードを利用し、サービスの提供を受ける場合に利用できる田子重カードの枚数は、1枚に限ります。
- (4) 会員は、当社が提供する付帯サービスおよび、特典利用に関する規約がある場合には、これに従うものとします。

## 11. 個人情報の収集・利用

会員は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が申込時に当社に届け出た事項および、田子重カードのサービス利用履歴等の情報（以下「個人情報」という）を、当社が田子重カード会員規約に定める、「田子重カード個人情報の取扱いに関する重要事項」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行った上で収集・利用することに同意するものとします。

## 12. 規約の変更

当社は、当社所定の方法により、会員に対し事前に変更内容を告知または通知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当該告知または通知が会員に到達した後、会員が田子重カードを利用したとき、または当該到達後退会することなく1ヶ月を経過したときは、会員が当該変更内容を承諾したものとします。

## 13. 田子重カードのサービスの終了

当社は、次の各号のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、田子重カードのサービスを全面的に終了することができるものとします。

- ① 社会情勢の変化。
- ② 法令の改廃。
- ③ その他当社のやむを得ない都合による場合。

## 14. 告知または通知の方法および到達時期

- (1) 当社から会員に対する告知の方法は、店頭および当社ウェブサイトに掲示する方法とし、当該掲示の時点で会員に到達したものとみなします。
- (2) 当社から会員に対する通知の方法は、各会員に対する個別の郵便、電子メールまたは電話を用いる方法とします。郵便または電子メールによる通知の場合、当社は会員から届けられた住所またはメールアドレスに宛てて通知書を発送または送信すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろう時に到達したものとみなします。

## 15. 業務委託

当社は、本規約に基づく田子重カードのサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

#### **16. 準拠法**

会員と当社の諸契約に関する準拠法は、すべて日本法によるものとします。

#### **17. 合意管轄裁判所**

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所、または地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

#### **【2020年2月24日追加】**

カード有効期限を超過し、使用不可となった後であっても、田子重カードに電子マネーの残高がある場合は、お客様からの申し出があった場合、再有効化を行います。  
必ず田子重カードをご持参ください。

## 株式会社田子重 電子マネーサービス規約

### 1. 本規約の目的

本規約は、株式会社田子重（以下「当社」という）が発行する会員カード（以下「田子重カード」という）に付帯する電子マネー（以下「田子重電子マネー」という）について規定するものであり、会員が田子重電子マネーを利用するにあたり、本規約が適用されるものとします。なお、田子重電子マネーに付帯、または、関連して当社が提供するサービスについては、本規約と併せて別に定める規約が適用されるものとします。

### 2. 定義

本規約における以下の用語は、次の通り定義するものとします。

- (1) 田子重電子マネーとは、当社が発行した田子重カードに記録された、金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) 田子重電子マネーサービスとは、会員が当社に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」という）の、対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法により、田子重カードにチャージされた電子マネーを利用することで、当社から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3) 田子重電子マネーチャージとは、第4条（田子重電子マネーチャージ）に定める方法により、会員が田子重カードに電子マネーを加算することをいいます。
- (4) 田子重電子マネー残高とは、会員が利用可能な電子マネーの金額をいいます。
- (5) マイページとは、当社が運営し、残高確認・利用履歴や利用者登録情報の照会・変更等のサービスをインターネット上で提供する田子重カードマイページのことをいいます。

### 3. 不正使用等の禁止

- (1) 会員は、田子重カードにサインされた本人のみが使用できるものとし、他人への貸与はできないものとします。
- (2) 会員は、田子重カードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。

### 4. 田子重電子マネーチャージ

- (1) 会員は、当社所定の場所・方法にて、1,000円単位で田子重カードにチャージすることができ、一度のチャージ限度額は、40,000円以下とするものとします。
- (2) 会員は、1枚の田子重カードに対して、田子重電子マネー残高が10万円超となる田子重電子マネーチャージはできないものとします。

### 5. 田子重電子マネーサービスの利用

- (1) 会員は、当社直営店で田子重電子マネーサービスを利用して、商品等の購入また

は提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類・切手・はがき・その他当社が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。

- (2) 会員が当社直営店で田子重電子マネーサービスを利用して、商品等の購入または提供を受ける場合、田子重電子マネー残高から商品購入または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) 会員は、当社直営店において商品等の購入または提供を受け、田子重電子マネーサービスを利用し、田子重電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により支払うものとします。
- (4) 会員が当社直営店において、商品等の購入または提供を受ける場合に利用できる田子重カードの枚数は、1枚に限ります。
- (5) 会員は、田子重電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示される田子重電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社直営レジに申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は当該田子重電子マネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

#### **6. 田子重電子マネー残高**

- (1) 田子重電子マネー残高は、田子重電子マネーサービス利用時のレシート、チャージ機、マイページ、および本規約末尾に記載のお問い合わせ窓口にて照会することができるものとします。
- (2) 最後に田子重電子マネーサービスを利用した日および最後に田子重電子マネーチャージした日については、マイページおよび本規約末尾に記載のお問い合わせ窓口にて照会することができるものとします。
- (3) 会員は、最後に田子重電子マネーサービスを利用した日、または、最後にチャージした日から3年を経過した場合、自動的に田子重電子マネー残高はゼロとなり、現金の払い戻しも行われたいものとします。
- (4) 会員が田子重カードの退会、または、会員資格を喪失した時点で、田子重電子マネー残高は失効し、現金の払い戻しは行われたいものとします。

#### **7. 田子重電子マネー残高の移行**

会員は、当社が認めた場合を除き、田子重電子マネー残高を他の田子重カードに移行することはできないものとします。

#### **8. 田子重電子マネーサービスの利用ができない場合**

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において田子重電子マネーチャージすること、田子重電子マネーサービスを利用すること、ならびに田子重電子マネー残高の照会ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 当社が田子重電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
- (2) 田子重カードの破損、または当社直営店の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。
- (3) その他やむを得ない事由のある場合。

#### 9. 退会および会員資格の喪失

- (1) 会員は、当社所定の方法により、退会することができるものとします。この場合、会員資格が喪失され、田子重電子マネーサービスの利用ができなくなります。
- (2) 会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当社は事前の通知催告を要せず、会員による田子重電子マネーの利用を直ちに中止させ、田子重電子マネー残高をゼロにすることができるものとします。
  - ① 田子重カードまたは田子重電子マネーを偽造、または、変造もしくは改ざんした場合。
  - ② 田子重カードまたは田子重電子マネーを不正に使用・利用した場合。
  - ③ 申込書等に記載した事項が事実と異なる場合。(記載時においては事実と合致していたが、その後変更があった場合において、当社に対する変更の届出が合理的な期間内になされない場合を含みます)
  - ④ その他、会員が本規約に違反した場合。
  - ⑤ 上記に準ずる行為があり、当社が会員として不適格と判断した場合。
- (3) 前2項の場合、会員であった者は、当社の指示に従い「田子重カード」を返却するものとします。
- (4) 会員が死亡した場合には、会員資格は喪失され、一切の田子重電子マネーサービスを利用できなくなります。この場合、田子重カード内残高およびセンター預り残高はゼロとなり、また、現金の払戻しも行われません。
- (5) 第6条第3項に基づき田子重電子マネーの有効期限が切れた場合または会員が最後に田子重電子マネーサービスを利用した日から3年が経過した場合は、自動的に会員資格が喪失されるものとします。

#### 10. 換金等の不可

第15条(田子重電子マネーサービスの終了)の場合を除き、田子重電子マネーの換金、または、現金の払い戻しはできないものとします。

#### 11. 田子重カードの破損・汚損時の再発行等

- (1) 田子重カードの破損・汚損等の理由により会員が田子重カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、当社は、当該破損・汚損等した田子重カードと引き換えに新しい田子重カードを再発行します。この場合、本人確認書類等により本人であることを確認の上、当社所定の方法で照会された田子重電子マネー残

高が、再発行された田子重カードに引き継がれるものとします。なお、引き継がれた電子マネーの有効期限は、引き継ぎ前の有効期限と同一とします。

- (2) 本条による田子重カード再発行の場合、会員は、当社所定の再発行料を支払うものとします。

## 12. 田子重カードの紛失・盗難等の再発行

- (1) 当社は、会員から紛失・盗難等により田子重カードを喪失した旨の届け出があった場合又は第三者から田子重カードを拾得した旨の届け出があった場合、当該田子重カードについて、使用停止の措置（以下「使用停止措置」という）をとるものとします。
- (2) 会員は、前項の届け出があつてから、当社による利用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、田子重電子マネー残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 当社は、会員が田子重カードの紛失・盗難等の理由により田子重カードを喪失した場合において、会員が田子重カードの再発行を希望し、当社がこれを認めた場合に限り、田子重カードを再発行します。この場合、本人確認書類等により本人であることを確認の上、当社による田子重カードの利用停止措置が完了した時点の田子重電子マネー残高が、再発行された田子重カードに引き継がれるものとします。なお、引き継がれた電子マネーの有効期限は、引き継ぎ前の有効期限と同一とします。
- (4) 喪失した田子重カードに田子重電子マネー残高があつた場合、当該電子マネーの有効期限までに会員の申し出により再発行された田子重カードへの当該電子マネー残高の引き継ぎが完了しないときは、当該電子マネーは失効し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (5) 本条による田子重カード再発行の場合、会員は、当社所定の再発行料を支払うものとします。
- (6) 本条による田子重カードの再発行後、会員が喪失した田子重カードを発見した場合、会員は、発見した田子重カードを遅滞なく当社に返還するか、自らの責任において直ちに破棄するものとします。

## 13. 紛議

- (1) 会員が、田子重電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と当社との間で解決するものとします。
- (2) 前項の場合においても、会員は当社に対し、田子重電子マネー利用の取り消し等を求めることはできないものとします。



#### 14. 規約の変更

当社は、当社所定の方法により、会員に対し事前に変更内容を告知することで、本規約を変更することができるものとします。なお、当社が変更内容を告知した後、会員が「田子重カード」を利用した時、または告知以後退会することなく1ヶ月を経過した時は、会員が当該変更内容を承諾したものとみなします。

#### 15. 田子重電子マネーサービスの終了

- (1) 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で告知または通知することにより、田子重電子マネーサービスを終了することができるものとします。
  - ① 社会情勢の変化。
  - ② 法令の改廃。
  - ③ その他当社のやむを得ない都合による場合。
- (2) 前項の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、田子重電子マネー残高に相当する現金の払い戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから、当社の定める期間を経過した場合には、会員は、当該払い戻し請求権を放棄したものとみなされることを、異議なく承諾するものとします。

#### 16. 制限責任

第8条（田子重電子マネーサービスの利用ができない場合）に定める理由およびその他の理由により、会員が田子重電子マネーサービスの利用ができないことで、当該会員に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該損害等の発生が当社の故意または重過失による場合を除きます。なお、当社の故意または重過失がある場合でも、逸失利益及び特別な事情に基づく特別損害については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

#### 17. お問い合わせ窓口

田子重電子マネーに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

「田子重カード」お問い合わせ窓口（土日祝除く 10:00-17:00 受付）

〒425-0035 静岡県焼津市東小川2丁目16-14

TEL 0800-222-1527

#### 【2020年2月24日追加】

カード有効期限を超過し、使用不可となった後であっても、田子重カードに電子マネーの残高がある場合は、お客様からの申し出があった場合、再有効化を行います。

必ず田子重カードをご持参ください。